

善通寺市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 善通寺市

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	令和6年度 (供用開始後1年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用
処理区域内人口密度	17.3	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	1(金倉川処理区)		
処 理 場 数	なし		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	香川県により運営される中讃広域流域下水道(金倉川処理区)に接続し、多度津町内にある金倉川浄化センターにおいて、周辺三町と一体的に汚水が処理されています。 令和6年度から、農業集落排水施設を公共下水道に接続、旧農業集落排水施設は特定環境保全公共下水道事業としてセグメント管理しながら運営しています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途別</th> <th>基本汚水量 (1月につき)</th> <th>基本料金 (1月につき)</th> <th>超過水量 (1月につき)</th> <th>超過料金 (1㎡につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">一般汚水</td> <td rowspan="5">10㎡まで</td> <td rowspan="5">1,250円</td> <td>10㎡を超え20㎡まで</td> <td>165円</td> </tr> <tr> <td>20㎡を超え30㎡まで</td> <td>185円</td> </tr> <tr> <td>30㎡を超え50㎡まで</td> <td>205円</td> </tr> <tr> <td>50㎡を超え100㎡まで</td> <td>215円</td> </tr> <tr> <td>100㎡を超えるもの</td> <td>224円</td> </tr> </tbody> </table>				用途別	基本汚水量 (1月につき)	基本料金 (1月につき)	超過水量 (1月につき)	超過料金 (1㎡につき)	一般汚水	10㎡まで	1,250円	10㎡を超え20㎡まで	165円	20㎡を超え30㎡まで	185円	30㎡を超え50㎡まで	205円	50㎡を超え100㎡まで	215円	100㎡を超えるもの	224円
	用途別	基本汚水量 (1月につき)	基本料金 (1月につき)	超過水量 (1月につき)	超過料金 (1㎡につき)																	
一般汚水	10㎡まで	1,250円	10㎡を超え20㎡まで	165円																		
			20㎡を超え30㎡まで	185円																		
			30㎡を超え50㎡まで	205円																		
			50㎡を超え100㎡まで	215円																		
			100㎡を超えるもの	224円																		
(消費税及び地方消費税を含まない。)																						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭使用料と同じ																					
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途別</th> <th>基本汚水量 (1月につき)</th> <th>基本料金 (1月につき)</th> <th>超過水量 (1月につき)</th> <th>超過料金 (1㎡につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公衆浴場汚水</td> <td>10㎡まで</td> <td>1,250円</td> <td>10㎡を超えるもの</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table>				用途別	基本汚水量 (1月につき)	基本料金 (1月につき)	超過水量 (1月につき)	超過料金 (1㎡につき)	公衆浴場汚水	10㎡まで	1,250円	10㎡を超えるもの	50円								
	用途別	基本汚水量 (1月につき)	基本料金 (1月につき)	超過水量 (1月につき)	超過料金 (1㎡につき)																	
公衆浴場汚水	10㎡まで	1,250円	10㎡を超えるもの	50円																		
(消費税及び地方消費税を含まない。)																						
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	- 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	- 円																	
	令和5年度	- 円		令和5年度	- 円																	
	令和6年度	3,190 円		令和6年度	3,636 円																	

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	公共下水道事業の職員で運営しております。
事業運営組織	市長一副市長一都市整備部一都市計画課一下水道係 (公金の出納事務等について会計管理者に事務委任) 平成25年度に水道課と下水道課を組織上統合し、上下水道課が設置されましたが、香川県広域水道企業団が上水道事業を運営することとなったため、平成30年度から公共下水道事業及び農業集落排水事業を所管する下水道課が設置されました。令和5年度には、大規模な面整備が完了し、運営が主に維持管理にシフトしたため、組織改編により都市計画課の1係となりました。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	マンホールポンプの維持管理業務について、民間業者に委託しています。 下水道使用料徴収業務について、香川県広域水道企業団に委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	該当ありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当ありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当ありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

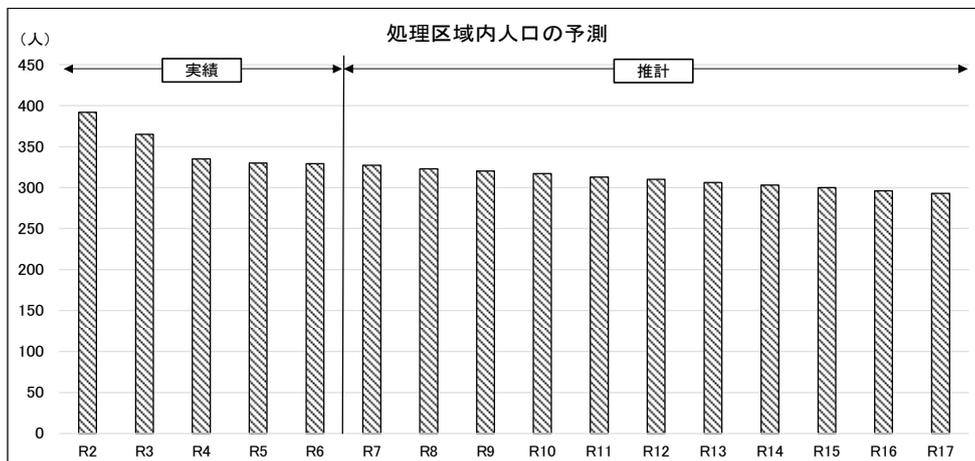
令和7年度に作成した、令和6年度決算の経営比較分析表を添付しています。

令和6年度決算においては、農業集落排水処理施設を公共下水道に接続し、特定環境保全公共下水道事業として運営したことにより、経常収支比率、経費回収率ともに100%以上を達成しております。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口について、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口に合わせた予測としております。

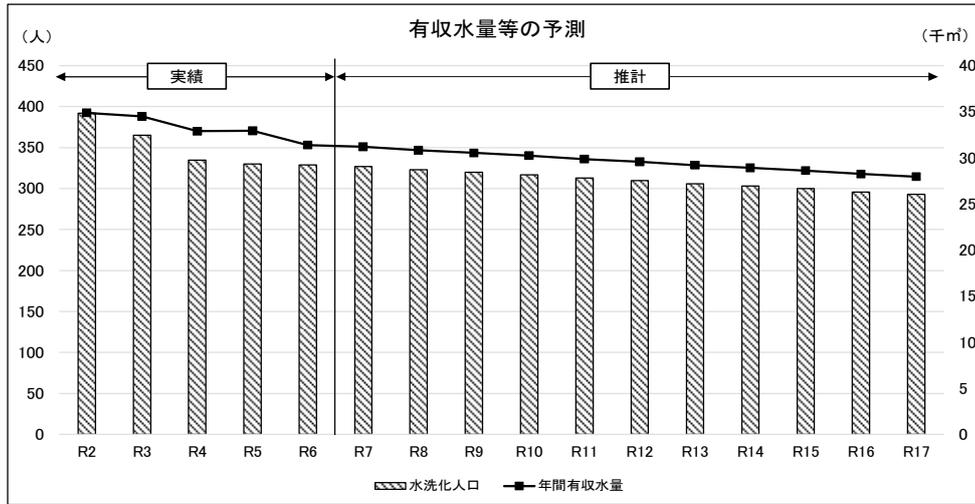


(単位:人)

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
処理区域内人口	392	365	335	330	329	327	323	320	317	313	310	306	303	300	296	293

(2) 有収水量の予測

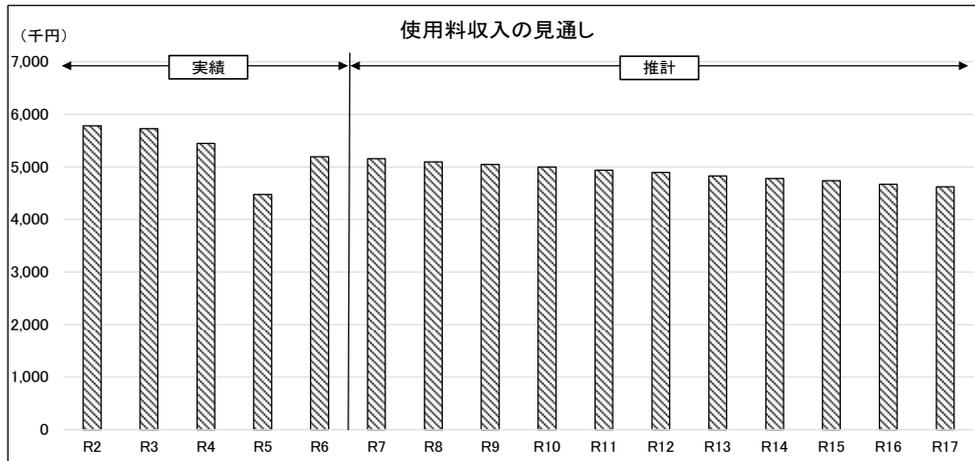
有収水量について、水洗化人口を処理区域内人口の予測に合わせて試算し、令和6年度決算の有収水量を基準として予測しております。また、水洗化率について、令和6年度決算時点で100%を達成しているため、計画期間内も100%を維持する見込みとしております。



項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
水洗化人口	392	365	335	330	329	327	323	320	317	313	310	306	303	300	296	293
有収水量(千m)	35	35	33	33	31	31	31	31	30	30	30	29	29	29	28	28

(3) 使用料収入の見通し

使用料収入について、有収水量の予測に令和6年度決算の使用料単価を乗じて見込んでおります。



項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
下水道使用料	5,780	5,727	5,442	4,478	5,190	5,159	5,095	5,048	5,001	4,938	4,890	4,827	4,780	4,733	4,669	4,622

(4) 施設の見通し

特定環境保全公共下水道事業においては、建設改良に係る投資を予定しておりません。公共下水道事業において、管路とMPの改築について、調査・点検計画等を実施する見込みとし、計画費用を支出に反映しております。

(5) 組織の見直し

令和7年度に公共下水道事業職員1名の人員削減を行ったため、計画期間内は現状の体制を維持する予定としております。

3. 経営の基本方針

本市の公共下水道は、令和6年4月から農業集落排水処理施設を公共下水道に接続して一体的な運営が開始されました。整備区域の拡張建設工事はほぼ既成していることから、大規模な投資額は減少する見込みとなっています。

効率的な事業運営を目指すとともに、公衆衛生の向上、生活環境の改善、公共用水域の水質改善等を目的とし、安心・安全で快適な市民生活や美しく暮らしよいまちづくりのため、次の事項について取り組みます。

- ア 人口減少等を踏まえた効率的な汚水処理方法の選択
- イ 維持管理経費節減の推進
- ウ 施設の安定稼働に資するための計画的修繕の実施
- エ 下水道への接続促進及び土地利用の状況に応じた末端管渠整備

また、本市における特定環境保全公共下水道事業の令和6年度の経費回収率は、公共下水道事業との収支配分の関係から100%を大きく超えております。特定環境保全公共下水道事業においては、計画期間内において経費回収率、経常収支比率を100%は下回らないよう運営していきます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たった説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	特定環境保全公共下水道事業では、建設改良に係る投資は予定しておりません。 公共下水道事業においては、計画的な点検、調査を行うことにより、投資の平準化を図ります。
-----	---

特定環境保全公共下水道事業では、投資を予定しておりません。
公共下水道事業において、管路、MPの改築、流域に係る建設負担金に係る投資を予定しております。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	水洗化率100%を維持することを目標とします。
-----	-------------------------

使用料収入について、「使用料収入の見直し」で見込んだ使用料収入とし、水洗化率100%の維持に努めます

繰入金について、高資本費対策に係る基準内繰入を計上しております。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・動力費に関する事項
 令和6年度決算値に、物価上昇率を反映した見込みとしております。
 物価上昇率については、内閣府から公表されている消費者物価指数の成長移行ケースを反映しております(以下、同様)。

・委託費に関する事項
 令和6年度決算値に、物価上昇率を反映した見込みとしております。

・その他
 維持管理に係る流域負担金については、県の計画資料の単価に、本市の水量を乗じた金額を計上しております。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映できなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	令和6年度から、農業集落排水施設を公共下水道に接続、旧農業集落排水施設は特定環境保全公共下水道事業としてセグメント管理しながら運営しております。今後も他団体事例等を参考に、効率化できる業務について検討していきます。
投資の平準化に関する事項	管渠の更新を計画的に行っていくため、効率的・効果的な更新・長寿命化に関する計画の検討を進め、投資平準化の観点を反映した施設更新計画を検討していきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	処理場がないこと、大規模な建設事業を見込んでいないこと等から、PPPやPFIの手法を活用する場面は想定できません。
その他の取組	該当ありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和12年度の経営戦略改定時に、今回と同様に使用料改訂の検討を含めて見直しを行います。
資産活用による収入増加の取組について	下水道への接続促進及び土地利用の状況に応じた末端管渠整備を行うことにより、施設が有効に活用されるよう努めてまいります。
その他の取組	該当ありません。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)										
資本的収入	1. 企業債												
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	15,393	15,333	15,334	13,425	9,742	9,541	2,353					
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金												
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他												
	計 (A)	15,393	15,333	15,334	13,425	9,742	9,541	2,353					
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	15,393	15,333	15,334	13,425	9,742	9,541	2,353					
	資本的支出	1. 建設改良費											
うち職員給与費													
2. 企業債償還金		15,394	15,698	15,334	13,425	9,742	9,541	2,353					
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他													
計 (D)	15,394	15,698	15,334	13,425	9,742	9,541	2,353						
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	1	365											
補填財源	1. 損益勘定留保資金	1	365										
	2. 利益剰余金処分量												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他												
計 (F)	1	365											
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	66,091	50,393	35,060	21,635	11,893	2,353							

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)										
収益的収支分		1,595	8,899	922	630	380	189	24					
	うち基準内繰入金	1,533	8,826	922	630	380	189	24					
	うち基準外繰入金	62	73										
資本的収支分		15,393	15,333	15,334	13,425	9,742	9,541	2,353					
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	15,393	15,333	15,334	13,425	9,742	9,541	2,353					
合 計	16,988	24,232	16,256	14,055	10,122	9,730	2,377						